

令和 7 年 12 月

条例議案概要説明書

目 次

	ページ
議案第 1 1 8 号 徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて	1
議案第 1 1 9 号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 を定めるについて	1
議案第 1 2 0 号 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改 正する条例を定めるについて	1
議案第 1 2 1 号 徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を定 めるについて	2
議案第 1 2 2 号 徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて	2
議案第 1 2 3 号 徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定め るについて	3
議案第 1 2 4 号 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて	4

議案第118号

徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 選挙運動に係る公費負担の限度額の改正

公職選挙法施行令の改正に準じ、徳島市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動に係る公費負担の限度額を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
選挙運動用ビラの1枚当たりの単価	8円38銭	7円73銭
選挙運動用ポスターの1枚当たりの単価	586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加え、当該額をポスター掲示場の数で除して得た金額	541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加え、当該額をポスター掲示場の数で除して得た金額

2 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第119号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行により電気通信事業法が改正されることに伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

議案第120号

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 収集、運搬及び処分をする場合に係る一般廃棄物処理手数料の額の改正

人件費及び運送経費の高騰に伴い、し尿の処理手数料の額を次のとおり改正する。

種別	区分		改正案	現行
人頭制による場合	基本料金		1 箇月当たり世帯人員 1 人につき370円	1 箇月当たり世帯人員 1 人につき298円
	回数料金	普通便槽	収集 1 回当たり 1 基につき330円	収集 1 回当たり 1 基につき265円
		無臭トイレ	収集 1 回当たり 1 基につき960円	収集 1 回当たり 1 基につき779円
従量制による場合			18リットルまでごとにつき210円	18リットルまでごとにつき170円

2 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る手数料について適用する。

議案第 1 2 1 号

徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 公表すべき事項の改正

卸売市場法の改正により、中央卸売市場の認定要件として次に掲げる事項の公表が追加されることに伴い、当該事項を市長が公表すべき事項に加える。

- (1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）に規定する指定飲食料品等であって市場で取り扱うもの
- (2) (1)のものに係る食品等持続的供給法に規定する売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
- (3) 食品等持続的供給法に規定する飲食料品等の持続的な供給を図るために他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において講ずる措置の内容

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 2 号

徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 非常時における管理者及び指定給水装置工事事業者以外の者による工事

災害その他非常の場合であって管理者がその必要があると認めるときは、他の水道

事業者又は他の水道事業者から指定給水装置工事事業者の指定を受けた者が、給水装置の新設、増設、変更又は撤去に係る工事を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

議案第123号

徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 公共下水道使用料の改正

公共下水道事業の健全な経営を確保するため、公共下水道使用料を改正する。

(1) 一般汚水に係る使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
基本使用料		1,210円	829円
従量使用料	1m ³ から8m ³ まで	77円	66円
	8m ³ を超え20m ³ まで	110円	105円
	20m ³ を超え30m ³ まで	143円	137円
	30m ³ を超え400m ³ まで	176円	175円
	400m ³ を超えるもの(参考)	変更なし	200円

(2) 公衆浴場汚水に係る使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
基本使用料		1,210円	829円
従量使用料	1m ³ から8m ³ まで	77円	66円
	8m ³ を超え20m ³ まで	110円	105円
	20m ³ を超え30m ³ まで	143円	137円
	30m ³ を超え400m ³ まで(参考)	変更なし	17円
	400m ³ を超えるもの(参考)	変更なし	18円

(3) 汚水処理場使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
基本使用料		1,210円	550円
従量使用料	1m ³ から8m ³ まで	77円	110円
	8m ³ を超え20m ³ まで	110円	
	20m ³ を超えるもの	132円	

2 排水設備指定工事店の要件の緩和

国の進めるアナログ規制の見直しの方針を受け、常駐・専任規制に該当する排水設

備指定工事店の指定に係る責任技術者の要件について、営業所ごとに1人以上選任していること（現行 専属していること）とする。

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

議案第124号

徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 林野火災の予防等に係る改正

林野火災予防の実効性を高めるため、次の改正をする。

- (1) 市長が林野火災の予防上必要があると認めるときは、林野火災の予防に関する注意報を発し、対象となる区域において火の使用の制限の努力義務を課することができることとする。
- (2) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれがある行為等として事前に届出義務があるものについて、たき火が含まれることを明確化するとともに、消防局長が届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

2 施行期日

令和8年1月1日から施行する。